

青森県報

第四千四百四十二号

平成三十年
四月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 喀痰吸引等業務の登録……………(同) ……一
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出……………(障害福祉課) ……二
- 森林法第八十九条の規定による告示及び掲示……………(林政課) ……二
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………(水産振興課) ……二
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(河川砂防課) ……三

公 告

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(人事課) ……三
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 右 同……………(同) ……四
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……四
- 青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨……………(防災危機管理課) ……五

告

示

青森県告示第三百四十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人博陽会	弘前市大字小沢字山崎四四の九	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設希望ヶ丘ホーム	弘前市大字小沢字山崎四四の九	平成三〇・五・一	

青森県告示第三百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人博陽会	弘前市大字小沢字山崎四四の九	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設希望ヶ丘ホーム	弘前市大字小沢字山崎四四の九	平成三〇・五・一	

青森県告示第三百四十七号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項

の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	〇二五〇〇五三	登録年月日	平成三〇・四・三	氏名又は名称	社会福祉法人沢福社	住所	弘前市大字三の字	事業名称	特別養護老人ホーム白寿園	所在地	弘前市大字三の字	業務開始年月日	平成三〇・四・三	備考	介護老人福祉施設
〇二五〇〇五四	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三	〇二五〇〇五三

青森県告示第三百四十八号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により公示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	澤井 通彦	勤務する病院等	社会福祉法人青森敬仁会青森敬仁会病院	診療科目	内科（心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害）	指定辞退年月日	平成三〇・二・六
保村 昌宏	むつ総合病院	むつ市小川町一丁目二の八	整形外科（肢体不自由）	三〇・四・二			

青森県告示第三百四十九号

平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百二十四号で保安林に指定した旨告示された次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林指定森林の所在場所及び森林所有者氏名

(一) 所在場所

黒石市大字板留字滝ノ沢の一

(二) 森林所有者氏名

- 高橋甚作、高橋永作、佐藤乙三郎、佐藤勇八、山田永太郎、高橋甚五郎、大館仁三郎、毛利興七、斉藤幸太郎、盛興助、高橋留次郎、佐藤直吉、嶋津惣太、佐藤伊太郎、嶋津駒四郎、飯塚長兵衛、外崎文晃、盛角太、盛隆夫、斉藤幸作、佐藤清太郎、後藤平太、毛利政次郎、嶋海慶助、佐藤銀藏、嶋海喜助、盛平作、後藤勇助、佐藤寅七、後藤慶吉

二 保安林指定森林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いている関係書類のとおり。

三 森林法第八十九条の規定による掲示

平成三十年四月十七日黒石市役所に掲示した。

青森県告示第三百五十号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表新深浦町第六区域の項を次のように改める。

新深浦町第六区域
 新深浦町漁業協同組合の
 地区のうち、大字月屋、大
 字岩崎、大字正道尻、大
 字森山、大字松神及び大
 字黒崎の区域

青森県告示第三百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第
 三項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備
 部に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

口広六号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び
 標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ
 線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	平内町	口広	口広沢	九の一
二	〃	〃	〃	一〇の二
三	〃	〃	〃	一〇の三
四	〃	〃	〃	一七の一
五	〃	〃	〃	一二の一
六	〃	〃	〃	二四の六
七	〃	〃	〃	二七の二
八	〃	〃	〃	二八の三

21
 たいぶり定置漁業
 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業で
 あつて、主としてまぐろはえなわ漁業

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
 第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの
 で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

九	〃	〃	〃	二五
十	〃	〃	〃	二一の二
十一	〃	〃	〃	一四
十二	〃	〃	〃	九の二

- 一 特定役務の名称及び数量
- 人事給与トータルシステム維持管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 青森県総務部人事課
 青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
 平成三十年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
 日本電気株式会社
 東京都港区芝五丁目七の一
- 六 契約金額
 五千四百万円
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、地引地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年四月二十六日から同年五月二十八日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、小泉地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年四月二十六日から同年五月二十八日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、南沢地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年四月二十六日から同年五月二十八日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成三十年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

中津軽郡西目屋村大字田代字神田五〇
の一、五〇の五、五一の四及び五一の
一二から五一の五三まで

中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四
四
西目屋村

青森県石油コンビナート等防災計画修正の要旨

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項の規定により青森県石油コンビナート等防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第五項の規定によりその要旨を公表する。

平成三十年四月二十五日

青森県石油コンビナート等防災本部本部長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

現行の計画における記載内容の整理を行い、県の組織改正、消防庁における検討会報告書（平成二十三年三月、平成二十五年三月、平成二十六年二月、平成二十七年三月）、青森県石油コンビナート防災アセスメント調査報告書（平成二十八年三月）などを踏まえた全面的な修正を行ったものである。

二 計画修正の主な内容

第一章 総則

第六節 計画の修正

一 継続的な計画の見直しを行うための体制を構築することとした。

二 計画（資料編）の修正手続を明記した。

第二章 防災組織

第一節 組織

一 危機管理局の設置と青森県地域防災計画の変更内容を踏まえ、災害発生時における石油コンビナート等防災本部の体制及び事務を明記した。

二 現地防災本部の体制及び事務を明記した。

第二節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

一 青森県の組織改正や青森県地域防災計画の修正を踏まえ、所要の修正を行った。

二 青森県地域防災計画の規定と整合を図るため所要の修正を行った。

第三章 災害の想定

第二節 想定される災害事象とアセスメントの方法

平成二十七年年度に実施した青森県石油コンビナート防災アセスメント調査結果を踏まえ、アセスメントの評価対象施設、対象とする災害、評価方法、評価結果の修正を行った。

第四章 災害予防計画

第一節 危険物等災害予防対策

特定事業者が行う予防対策を「災害の発生を予防する対策」と「災害による被害の拡大を防止する対策」に整理した上で、自衛防災組織の防災活動体制、異常現象時の伝達系統、災害発生時の情報提供体制を整備することとし、公設消防隊との連携強化を図ること、大容量泡放射システムの設置場所等を検討することとした。

第三節 自然災害予防対策

一 特定防災施設及び防災資機材等が、地震及び津波により被災しても自衛防災組織の防災活動に支障をきたさないよう、応急措置及び代替措置を講ずることとした。

二 自衛防災組織等は、人命安全を最優先の上で活動に当たることが必要であることから、津波災害時の特定事業所・自衛防災組織等の安全確保対策を講ずることとした。

第四節 航空機等による災害の予防対策

航空法の改正により、無人航空機（ドローン）の飛行に関する規定が新たに定められたことから、無人航空機に関する事故防止体制を整備することとした。

第五節 気象通報等の伝達

青森県地域防災計画と整合を図るため、伝達する気象通報等を修正するとともに、特定事業者は災害を予防するための情報収集体制を整備することとした。

第七節 防災教育及び防災訓練

一 実動訓練に加え図上訓練を実施することとした。

二 高いレベルの災害対応能力の向上を図るため、防災訓練の企画に当たっては住民参加型の避難訓練等を実施することや、ブラインド要素を含めるよう努めることとした。

第十節 避難対策

防災関係機関等は、特別防災区域周辺住民及び特定事業所従業員等が円滑に避難できるよう、新たに避難対策を整備することとした。

第十一節 防災に関する広報広聴活動

住民の危機意識や防災への関心の高まりを踏まえ、防災関係機関等は平時からの普及啓発活動を実施することとした。

第五章 災害応急対策計画

第一節 災害応急活動の基準となる災害の区分

防災本部が災害応急活動を実施する際の基準とするため、災害応急活動の基準となる災害の区分を定めた。

第二節 災害発生時の体制

一 第一節で定めた災害が発生した時の防災本部の体制及び業務を定めた。

二 災害が発生した際、発災事業所の対策本部等に防災関係機関の職員を派遣して情報収集を行う現地連絡室を設置できることとした。

第三節 現地防災本部の設置及び組織

一 現地防災本部が行うべき事務を見直した結果、海上災害であっても、発災事業所の所在する市町村長を現地防災本部長とすることとした。

二 現地防災本部の設置場所や、廃止の基準を明記した。

第四節 災害情報の伝達及び広報

一 特定事業所が通報しなければならない異常現象の種別毎の範囲について明記した。

二 情報収集及び伝達的手段として、有線電話、衛星携帯電話、青森県防災情報ネットワーク等を活用することとした。

三 周辺住民等に対する災害情報の広報内容、広報のタイミング、広報手段について明記した。

第五節 火災等防衛

大容量泡放射システムの要請が必要となる大規模タンクの浮き屋根が沈降した際の防衛方法を定めた。

第八節 避難

周辺避難を要する災害が発生した際、防災関係機関が実施すべき業務を修正するとともに、避難所の開設、運営、広域的な避難に関する規定を定めた。

第十二節 応援要請

市町村及び消防機関の応援、防災ヘリコプターの要請、緊急消防援助隊の応援等要請、自衛隊の災害派遣要請など、防災関係機関への応援要請に関する事項を一つの節に集約することとした。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭